

平成 24 年第 1 回定例会

生活文化環境森林常任委員会説明資料

◎ 議案補充説明

- 1 議案第 45 号 三重県特定非営利活動促進法施行条例の一部を  
改正する条例案について . . . . . 1
- 2 議案第 66 号 財産の取得について . . . . . 12

◎ 所管事項説明

- 1 「『みえ県民力ビジョン・行動計画（仮称）（最終案）』に関する意見」  
への回答について . . . . . 14
- 2 みえ県民力ビジョン・行動計画（案）（生活・文化部所管）について . . . . 16
- 3 新県立博物館の整備について . . . . . 20
- 4 雇用対策事業の取組状況等について . . . . . 26
- 5 第 2 次三重県男女共同参画基本計画 第一期実施計画（案）について . . . . 36
- 6 平成 23 年度包括外部監査結果（生活・文化部関係）に対する  
対応方針について . . . . . 38
- 7 審議会等の審議状況について . . . . . 40

別冊 1 みえ県民力ビジョン・行動計画（案）（生活・文化部関係抜粋版）

別冊 2 新県立博物館の活動と運営 Vol. 3 最終報告（案）

別冊 3 第 2 次三重県男女共同参画基本計画 第一期実施計画（案）

平成 24 年 3 月 8 日

生活・文化部

(議案補充説明)

## 1 議案第45号 三重県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例案について

### 1 改正理由

特定非営利活動促進法の一部改正に鑑み、認定特定非営利活動法人制度の創設等に関し、規定を整備します。

### 2 改正内容

#### (1) 認証制度（法人格の付与）関係規定の改正

NPO法人の認証制度の見直しとして、手続きの簡素化・柔軟化、及び法人の信頼性向上のための措置が講じられたことに対応するため、次の規定等を整備します。

##### ①県が独自に定める特定非営利活動

- ・地域防災活動
- ・障がい者の自立と共生社会の実現を図る活動
- ・多文化共生社会づくりの推進を図る活動

##### ②条例で短縮することができる縦覧期間経過後の認証期間

- ・縦覧終了後1月以内

##### ③認証手続等の簡素化・柔軟化に関する規定

- ・認証申請書類の縦覧時において、申請者による補正が可能な軽微な事項の定め
- ・閲覧用書類の謄写に関する定め

#### (2) 認定・仮認定制度（税制優遇の付与）関係規定の創設

新たに創設された認定制度及び仮認定制度に関して、次の諸手続等を定めます。

##### ①認定NPO法人の認定申請手続

##### ②仮認定NPO法人の仮認定申請手続

##### ③認定NPO法人等の情報開示等に関する規定（役員報酬規程等の書類の提出手続など）

### 3 今後の取組

NPO法人等へ必要な情報を提供及び周知するとともに、NPO法人からの相談に対応できる体制を整えるなど、円滑な事務の実施を図っていきます。

### 4 施行期日

平成24年4月1日から施行します。

○三重県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）の本旨を達成するとともに、特定非営利活動法人制度及び認定特定非営利活動法人制度等の公正な運営の確保を図るため、<u>法第九条の規定により知事が所轄する特定非営利活動法人等に関する事項について定めるものとする。</u></p> <p>(設立の認証申請等)</p> <p>第二条 法第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 設立しようとする特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地</p> <p>三 (略)</p> <p>2 6 (略)</p> <p>7 法第十条第三項の条例で定める軽微なものは、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。</p> <p>8 法第十条第三項の規定による補正を行う場合は、規則で定めるところにより、補正後の申請書又は書類を添付した補正書を知事に提出しなければならない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）の本旨を達成するとともに、特定非営利活動法人制度の公正な運営の確保を図るため、<u>法第二章の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(設立の認証申請等)</p> <p>第二条 法第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 設立しようとする特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地</p> <p>三 (略)</p> <p>2 6 (略)</p> <p>(表決権の行使に係る電磁的方法)</p> <p>第二条の二 法第十四条の七第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のイ又はロに掲げるもの</p> <p>イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられ</p>

(認証期間)

第三条 法第十二条第二項（法第二十五条第五項及び法第三十四条第五項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める期間は、法第十条第二項（法第二十五条第五項及び法第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の期間を経過した日から一月以内とする。

(社員総会の議事録)

第四条 社員総会の議事録は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識をすることができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）であつて規則で定めるものをもつて作成しなければならない。

2 法第十四条の九の規定により社員総会の決議があつたものとみなされた場合には、社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。

- 一 社員総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- 二 前号に掲げる事項の提案をした者の氏名又は名称
- 三 社員総会の決議があつたものとみなされた日
- 四 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(定款の変更の認証申請)

第五条 (略)

2 第二条第七項及び第八項の規定は、法第二十五条第三項の定款の変更の認証について準用する。  
(定款の変更の届出)

たファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(定款の変更の認証申請)

第三条 (略)

第六条 法第二十五条第六項（法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出は、規則で定める届出書を知事に提出することにより行うものとする。

（事業報告書等の提出）

第七条 特定非営利活動法人は、法第二十九条（法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の事業報告書等を法第二十八条第一項に規定するこれらを作成すべき期間の末日から起算して七日以内に知事に提出しなければならない。

（事業報告書等の閲覧等）

第八条 法第三十条の規定による閲覧及び謄写については、次項に定めるもののほか、規則で定めるところによる。

2 法第三十条の規定による謄写を請求するものは、規則で定めるところにより、当該謄写に要する費用を負担しなければならない。

（事業報告書等の提出）

第四条 特定非営利活動法人は、法第二十九条第一項の事業報告書等、役員名簿等及び定款等を法第二十八条第一項に規定するこれらを作成すべき期間の末日から起算して七日以内に知事に提出しなければならない。

（事業報告書等の閲覧等）

第五条 法第二十九条第二項の規定による閲覧については、規則で定めるところによる。

2 法第二十九条第二項の規定による閲覧の用に供するため、特定非営利活動法人は、次の表の各号の上欄に掲げる場合に、当該各号の中欄に掲げる書類を、当該各号の下欄に掲げる時期においてそれぞれ一通提出しなければならない。

区分	提出すべき書類	提出すべき時期
一 設立又は合併の認証を受けた場合	当該設立又は合併の認証に係る法第十条第一項第一号の書類、法第三十九条第二項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の項の下欄において同じ。）の登記に関する書類の写し及び法第十四条の設立の財産目録又は法	法第十三条第二項の規定による届出書の提出時に併せて提出

	第三十五条第一項の財産目録	
二 定款の変更の認証を受けた場合	当該変更の認証に係る変更を受けた定款	定款の変更の認証を受けた後、遅滞なく提出

(成功の不能による解散の認定申請)

第九條 法第三十一條第二項の規定による解散の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 三 (略)

(残余財産の譲渡の認証申請)

第十條 法第三十二條第二項の規定による残余財産の譲渡の認証を受けようとする清算人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 四 (略)

(合併の認証申請)

第十一條 法第三十四條第三項の規定による合併の認証を受けようとする特定非営利活動法人(その合併後三重県内のみ)に事務所を置く特定非営利活動法人に限る。は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 (略)

二 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

三 (略)

2 第二條第二項から第五項までの規定は、前項の申請書に添付する書類について準用する。

(合併の場合の財産目録等の備置き等)

第十二條 法第三十五條第一項の財産目録及び貸借対照表は、合併する各特定非営利活動法人について作成し、同條第二項に規定する債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの主たる事務所に備え置くものとする。

(成功の不能による解散の認定申請)

第九條 法第三十一條第二項の規定による解散の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 三 (略)

(残余財産の譲渡の認証申請)

第十條 法第三十二條第二項の規定による残余財産の譲渡の認証を受けようとする清算人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 四 (略)

(合併の認証申請)

第十一條 法第三十四條第三項の規定による合併の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 (略)

二 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地

三 (略)

2 第二條第二項から第五項まで並びに同條第七項及び第八項の規定は、法第三十四條第三項の合併の認証について準用する。

(合併の場合の貸借対照表等の備置き等)

第十二條 法第三十五條第一項の貸借対照表及び財産目録は、合併する各特定非営利活動法人について作成し、同條第二項に規定する債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの事務所に備え置くものとする。

(情報提供を受けた書類の写しの閲覧)

第十条 法第四十四条第三項の規定による閲覧については、規則で定めるところによる。

(書面の保存等における情報通信の技術の利用)

第十一条 法第四十四条の三に規定する作成、備置き及び閲覧については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)第三条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の規定により、書面に代えて当該書面に係る電磁的記録を用いて行うことができる。

2 前項の規定に基づき、書面に代えて当該書面に係る電磁的記録を用いて行う作成及び備置き並びに書面に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行う閲覧については、規則で定めるところによる。

(認定特定非営利活動法人の認定申請等)

第十三条 法第四十四条第一項の規定による認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

(公示事項)

第十四条 法第四十九条第二項第五号(法第五十一条第五項、第六十二条及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定により条例で定める事項は、当該認定に係る認定特定非営利活動法人の定款に記載された目的とする。

(認定の有効期間の更新申請)

第十五条 法第五十一条第二項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

(認定特定非営利活動法人の定款の変更に関する書類の提出)

第十六条 法第五十二条第二項の規定による書類の提出は、規則で定めるところにより、同項に掲げる書類を添付した提出書を知事に提出することにより行うものとする。

(役員報酬規程等の提出)

第十七条 法第五十五条第一項の規定による書類の

提出は、規則で定めるところにより、法第五十四条第二項第二号から第四号までに規定する書類を作成すべき期間の末日から起算して七日以内に、当該書類（同項第二号に掲げる書類にあっては、既に当該書類を提出している場合であつてその内容に変更がない場合には、その旨を記載した書類）を知事に提出することにより行わなければならない。

（助成金支給書類等の提出）

第十八条 法第五十五条第二項の規定による書類の提出は、助成金の支給を行つた場合の法第五十四条第三項の書類の提出にあっては事後遅滞なく、海外への送金又は金銭の持出し（その金額が二百万円以下のもを除く。）を行う場合の法第五十四条第四項の書類の提出にあっては事前に（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく）行うものとする。

（役員報酬規程等の閲覧等）

第十九条 法第五十六条の規定による書類の閲覧又は謄写については、第八条の規定を準用する。

（仮認定の申請）

第二十条 法第五十八条第一項の規定による仮認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

（仮認定特定非営利活動法人に関する規定の準用）

第二十一条 第十六条から第十九条までの規定は、仮認定特定非営利活動法人について準用する。

（合併の認定の申請）

第二十二条 法第六十三条第一項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は同条第二項の認定を受けようとする仮認定特定非営利活動法人は、第十一条の申請書の提出に併せて、規則で定めるところにより、法第六十三条第一項又は同条第二項の認定の申請書を知事に提出しなければならない。

（情報通信の技術を利用する方法による手続）

第二十三条 法第七十四条に規定する手続（法第十条第二項（法第二十五条第五項及び法第三十四条

第五項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧（個人の住所又は居所に係る部分の縦覧に限る。）並びに法第三十条及び法第五十六条の規定による閲覧（個人の住所又は居所に係る部分の閲覧に限る。）を除く。）を、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条から第五条までの規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行われ、又は行う場合については、規則で定める。

（電磁的記録による保存）

第二十四条 法第七十五条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号。以下「電子文書法」という。）第三条第一項の条例で定める保存は、次の各号に掲げる書面の保存とする。

一 法第十四条（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による財産目録の備置き

二 法第二十八条第一項の規定による事業報告書等の備置き

三 法第二十八条第二項の規定による役員名簿並びに定款等の備置き

四 法第三十五条第一項の規定による貸借対照表及び財産目録の備置き

五 法第五十四条第一項（法第六十二条（法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類の備置き

六 法第五十四条第二項から第四項まで（これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による法第五十四条第二項各号に掲げる書類、同条第三項の書類及び同条第四項の書類の備置き

2 特定非営利活動法人が、電子文書法第三条第一項の規定に基づき、前項各号に掲げる書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、規則で定める方法により行わなければならない。

(電磁的記録による作成)

第二十五条 法第七十五条の規定により読み替えて適用する電子文書法第四条第一項の条例で定める作成は、次の各号に掲げる書面の作成とする。

一 法第十四条の規定による財産目録の作成  
二 法第二十八条第一項の規定による事業報告書等の作成

三 法第三十五条第一項の規定による貸借対照表及び財産目録の作成

四 法第五十四条第二項から第四項までの規定による法第五十四条第二項各号に掲げる書類、同条第三項の書類及び同条第四項の書類の作成

2 特定非営利活動法人が、電子文書法第四条第一項の規定に基づき、前項各号に掲げる書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、規則で定める方法により行わなければならない。

(電磁的記録による縦覧等)

第二十六条 法第七十五条の規定により読み替えて適用する電子文書法第五条第一項の条例で定める縦覧等は、次の各号に掲げる書面の縦覧とする。

一 法第二十八条第三項の規定による事業報告書等、役員名簿及び定款等の縦覧

二 法第四十五条第一項第五号(法第五十一条第五項及び法第六十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定による同号イ及びロに掲げる書類の縦覧

三 法第五十二条第四項の規定による事業報告書等、役員名簿及び定款等の縦覧

四 法第五十四条第五項(法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による法第四十条第二項第二号及び第三号に掲げる書類並びに法第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類、同条第三項の書類及び同条第四項の書類の縦覧

2 特定非営利活動法人が、電子文書法第五条第一項の規定に基づき、前項各号に掲げる書面の縦覧に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合は、規則で定める方法により行わなければならない。

(法別表各号に掲げる活動に準ずる活動)

第二十七条 法別表第二十号の条例で定める活動は、次に掲げる活動とする。

一 地域防災活動

二 障がい者の自立と共生社会(障がいのある人となない人が、相互に人格と個性を尊重し合い、それぞれの違いを認め合いながら共に生きる社会をいう。)の実現を図る活動

三 多文化共生社会(国籍、民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係の下で地域社会の構成員として安心して共に生きる社会をいう。)づくりの推進を図る活動

(規則への委任)

第二十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(規則への委任)

第十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【参考】改正後の特定非営利活動促進法における活動分野

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 観光の振興を図る活動
- ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦ 環境の保全を図る活動
- ⑧ 災害救援活動
- ⑨ 地域安全活動
- ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪ 国際協力の活動
- ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑮ 科学技術の振興を図る活動
- ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱ 消費者の保護を図る活動
- ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

三重県特定非営利活動促進法施行条例（案）

（法別表各号に掲げる活動に準ずる活動）

第二十七条 法別表第二十号の条例で定める活動は、次に掲げる活動とする。

- 一 地域防災活動
- 二 障がい者の自立と共生社会（障がいのある人とない人が、相互に人格と個性を尊重し合い、それぞれの違いを認め合いながら共に生きる社会をいう。）の実現を図る活動
- 三 多文化共生社会（国籍、民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係の下で地域社会の構成員として安心して共に生きる社会をいう。）づくりの推進を図る活動

## 2 議案第66号 財産の取得について

議案第66号 財産の取得について				
契約の名称		新県立博物館収蔵庫ラック等購入		
履行の場所		新県立博物館（津市上浜町六丁目及び一身田上津部田地内）		
契約の金額		656,250,000円		
契約の相手方の 住所及び氏名		津市八町三丁目4番7号  鹿島建設株式会社三重営業所  所長 古川 知彦		
契約締結年月日		平成24年1月27日（仮契約日）		
契約期間		議決日から平成25年3月26日		
契約内容  新県立博物館 書架一式、ラック一式、小荷物昇降機一式、燻蒸装置一式の購入				
契約の方法		一般競争入札		
入 札 方 法	年月日	平成23年12月26日	価格	最低 656,250,000円（消費税等含む）
	業者数	1		最高 -
	回数	1	摘要	



(所管事項説明)

1 「『みえ県民カビジョン・行動計画(仮称)(最終案)』に関する意見」への回答について

生活文化環境森林常任委員会

整理番号	施策名等	主担当部局名	委員会意見	回答
133	消費生活の安全の確保	生活・文化部	県民指標を「消費生活情報を県民が利用している件数」として、窓口相談の件数などを目標値としているが、求められているのは市町の相談窓口の拡大や地域偏在の解消である。そういったものを指標とできないか。	市町の相談窓口を充実させていくことは重要であると考えていますが、市町が主体的に実施する取組を県の成果とすることは難しいと考えます。県としては、市町の相談窓口の充実に向け、市町に対する助言や職員研修等に対する支援を行っていきます。
211	人権が尊重される社会づくり	生活・文化部	活動指標の「人権に関わる相談員を対象とした研修会等の満足度」が取組方向の関係の中でふさわしいのか疑問である。実際に求められている人権相談のネットワーク構築や何か見える数字にする方が県民にわかりやすいのではないか。	県民の皆さんにわかりやすい目標として、活動指標を「人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会の受講者数」に改め、相談体制の充実を支援します。
212	男女共同参画の社会づくり	生活・文化部	活動指標の「県・市町の審議会等における女性委員の登用率」は県全体の平均となるが、県単独で見るとすでに目標値を超えている。細かく分析する必要があるので、県と市町を分けて目標値を設定してはどうか。  中間案にあった「男女共同参画を推進するための基本計画等を策定している市町の割合」の指標がなくなったことにより、この取組みの記述がどこにも出てこなくなっている。この取組みを引き続き推進するために施策の記述に書き込んでもらいたい。	県のビジョンであることから、市町の数値のみによる目標は避けたいと考えます。県としては、県自らの登用率を高めるとともに、市町にも働きかけ県全体の登用率の向上に取り組んでいく必要があることから、県・市町を合わせた形での指標としたいと考えます。  取組方向において市町の男女共同参画の取組を支援する旨を記述します。



## 2 みえ県民カビジョン・行動計画（案）（生活・文化部所管）について

### みえ県民カビジョン・行動計画（最終案）から（成案）への主な変更点

#### （1）施策について

##### ①「取組方向」及び「主な取組内容（基本事業）」

前回の常任委員会でいただいたご意見等をふまえ、「取組方向」及び「主な取組内容（基本事業）」を一部見直しました。また、併せて「主な取組内容（基本事業）」については、県民の皆さんにとってよりわかりやすくなるよう、県が具体的に取組むことを簡潔に記述するという観点から精査し、一部見直しました。

##### <施策212 男女共同参画の社会づくり>

「取組方向」に、市町の男女共同参画の取組を支援する旨の記述を追加

##### <施策214 NPOの参画による「協創」の社会づくり>

「取組方向」及び「主な取組内容（基本事業）」に、NPOの中間支援組織への支援に係る記述を追加

##### ②「県民指標」及び「県の活動指標」

前回の常任委員会でいただいたご意見等をふまえ、「県民指標」及び「県の活動指標」を一部見直しました。また、目標値については、より挑戦的なものとなるよう改めて精査し、一部見直しました。

#### ア 目標項目

##### ○ 施策133 消費生活の安全の確保

###### ・県民指標の「目標項目の説明」

算出根拠から「消費生活に関する相談件数」を除外

###### ・「基本事業13301 消費者の自立のための支援」に係る県の活動指標

最終案：消費生活講座の満足度

↓ （現状値：95%（推計値）、目標値：97%）

成案：消費生活講座が役に立つと回答した受講者の割合

（現状値：96.4%（22年度）、目標値：100%）

##### ○ 施策211 人権が尊重される社会づくり

###### ・「基本事業21104 人権擁護の推進」に係る県の活動指標

最終案：人権に関わる相談員を対象とした研修会等の満足度

↓ （現状値：61.3%（22年度）、目標値：72.0%）

成案：人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会の受講者数

（現状値：994人、目標値：1,200人）

○ 施策212 男女共同参画の社会づくり

- ・「基本事業21203 働く場と家庭・地域における男女共同参画の推進」に係る  
県の活動指標

名称変更：男女間格差の是正に取り組んでいる企業等の割合

→女性の能力発揮促進のため、積極的な取組を行っている企業等の割合

○ 施策261 文化の振興

- ・県民指標の「目標項目の説明」

算出根拠に「歴史的・文化的資産を生かしたまちづくり事業などにおける満足度」  
を追加

イ 目標値

○ 施策133 消費生活の安全の確保

県の活動指標

(最終案)

(成案)

目標項目	現状値	目標値	現状値	目標値
消費生活相談の解決につ ながる助言を行った割合	96.7% (22年度)	<u>98.5%</u>	96.7% (22年度)	<u>100%</u>

○ 施策214 NPOの参画による「協創」の社会づくり

県民指標

(最終案)

(成案)

目標項目	現状値	目標値	現状値	目標値
NPO・ボランティア・市 民活動に参加している住 民の割合	9.5%	<u>13.5%</u>	9.5%	<u>20.0%</u>

(2) 選択・集中プログラムについて

平成24年度当初予算の編成過程でプログラムの目標や構成事業を精査した結果  
をふまえ、成案では、次のように変更しました。(生活・文化部に関連のある選択・  
集中プログラムの構成事業は18、19ページのとおりです。)

① プロジェクトの数値目標

最終案では目標項目のみ記載していましたが、成案では目標値を記載しました。

② プロジェクトの構成(実践取組)

最終案では新規性のある事業を中心に代表的な取組を記載していましたが、成案  
では取組の全体を記載しました。

③ プロジェクトの年次目標

成案では県民の皆さんにプロジェクトの取組内容をより理解していただけるよ  
う記載を追加しました。

選択・集中プログラム 構成事業一覧(生活・文化部関係)

1. 緊急課題解決プロジェクト

プロジェクト名	実践取組	担当部局名	構成事業名
命を守る緊急減災プロジェクト (主担当部局:防災対策部)	【実践取組1】 「『逃げる』ための課題」を解決するために (防災対策部 3事業)		
	【実践取組2】 「地震による建物被害軽減に向けた課題」を解決するために (別冊1 p29)	県土整備部	待ったなし!耐震化プロジェクト (ユニバーサルハウジング推進事業)
		健康福祉部 医療対策局	医療施設耐震化整備事業、災害医療体制強化推進事業(一部)
		健康福祉部	社会福祉施設耐震改修補助事業(高齢者関係施設耐震診断補助事業)
		健康福祉部	社会福祉施設耐震改修補助事業(障がい者福祉サービス施設減災対策推進事業)
		健康福祉部	社会福祉施設耐震改修補助事業(障がい者施設耐震化等整備事業)
		健康福祉部	社会福祉施設耐震改修補助事業(家庭的養護体制充実支援事業(児童福祉施設耐震診断費補助))
		教育委員会	学校施設の耐震化推進事業(特別支援学校施設建築事業の一部)
		教育委員会	学校施設の耐震化推進事業(校舎その他建築事業の一部)
		教育委員会	学校施設の耐震化推進事業(学校施設法定点検事業の一部)
	環境生活部	私立学校校舎等耐震化整備費補助金	
	【実践取組3】 「災害対応力強化に向けた課題」を解決するために (防災対策部ほか 12事業)		
	【実践取組4】 「自らの命を自ら守るための課題」を解決するために (教育委員会ほか 3事業)		
【実践取組5】 「自然災害に備える基盤施設の整備に向けた課題」を解決するために (農林水産部、県土整備部 20事業)			
プロジェクト 計		58事業	
働く意欲が生かせる雇用確保プロジェクト (主担当部局:雇用経済部)	【実践取組1】 「雇用の場の不足」を産業振興の視点から解決するために	雇用経済部	ものづくり人材育成道場事業
		雇用経済部	新産業創出人材育成事業
		農林水産部	農業版就職支援事業
		農林水産部	漁業版就職支援事業
	【実践取組2】 「求人と求職のミスマッチ」を解消するために (別冊1 p33)	雇用経済部	公共職業訓練事業
		環境生活部	女性の就労支援事業(女性の就労継続支援事業)
		環境生活部	女性の就労支援事業(女性の就労に関する相談事業・経済的に困難な女性への就労支援事業)
		健康福祉部	福祉人材センター運営事業
	【実践取組3】 「若者の未就職や不安定な就労状況」を解決するために (別冊1 p34)	教育委員会	高校生就職対策緊急支援事業
		雇用経済部	若者就職総合サポート事業
		雇用経済部	若年求職者等人材育成事業
		雇用経済部	地域若者サポートステーション・ステップアップ事業
	プロジェクト 計		12事業

プロジェクト名	実践取組	担当部局名	構成事業名
「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト (主担当部局:健康福祉部)	【実践取組1】 「地域での生活基盤の不足」を解決するために (健康福祉部 1事業)		
	【実践取組2】 「働くことへの課題」を解決するために (別冊1 p37)	健康福祉部	障がい者就労支援事業
		農林水産部	農福連携・障がい者雇用推進事業
		雇用経済部	障がい者の「就労の場」開拓事業
		雇用経済部	障がい者就労アプローチ支援事業
		雇用経済部	障がい生徒職域開発促進事業
		教育委員会	特別支援学校就労推進事業
	【実践取組3】 「日常生活上の支障や不安」を解決するために (健康福祉部、教育委員会 4事業)		
プロジェクト 計 11事業			

## 2. 新しい豊かさ協創プロジェクト

プロジェクト名	実践取組	担当部局名	構成事業名
世界の人のびとを呼び込む観光協創プロジェクト (主担当部局:雇用経済部観光・国際局)	【実践取組1】 「さまざまな主体との協働による観光PR・誘客」に挑戦します！ (雇用経済部観光・国際局 2事業)		
	【実践取組2】 「海外での認知度アップによる来訪者の増加」に挑戦します！ (別冊1 p41)	雇用経済部 観光・国際局	三重を楽しむ旅の予感創出事業
		雇用経済部 観光・国際局	海外自治体等と連携した誘客戦略事業
		雇用経済部 観光・国際局	国際ネットワーク強化推進事業
	【実践取組3】 「来訪を促進する観光の基盤づくり」に挑戦します！ (雇用経済部観光・国際局 2事業)		
プロジェクト 計 7事業			
県民力を高める絆づくり協創プロジェクト (主担当部局:戦略企画部)	【実践取組1】 「次代を担う子ども・若者の県民力を高める仕組みづくり」に挑戦します！ (戦略企画部ほか 4事業)		
	【実践取組2】 「さまざまな事情で支援が必要な県民の皆さんの能力発揮・参画の支援」に挑戦します！ (別冊1 p45)	教育委員会	多文化共生社会の担い手をつくる外国人児童生徒推進事業
		教育委員会	社会的自立を目指す外国人生徒支援事業
		環境生活部	コミュニケーション施策推進事業
		環境生活部	外国人住民総合サポート推進事業
		環境生活部	多文化共生啓発・国際理解推進事業
		健康福祉部	障がい者のもつ県民力を発揮する事業
		健康福祉部	パーキングパーミット制度展開事業
	【実践取組3】 「『美し国おこし・三重』の新たな展開」に挑戦します！ (地域連携部 2事業)		
	【実践取組4】 「NPOの活動を支える仕組みづくり」に挑戦します！ (別冊1 p46)	環境生活部	NPOの自立した活動を支える基盤づくり事業
		環境生活部	NPOとのさまざまな主体との協創推進事業(NPO視点による協創の地域づくり実践事業)
環境生活部		〃 (協創の地域づくり推進事業)	
環境生活部		〃 (NPOと企業等のパートナーシップ促進事業)	
環境生活部	〃 (災害時に備えたネットワーク強化事業)		
プロジェクト 計 18事業			

### 3 新県立博物館の整備について

#### 1 平成 24 年度の取組

##### (1) 活動と運営の内容検討

「新県立博物館の活動と運営の方針(仮称)」の項目にそって、新県立博物館の活動や運営の内容について、平成 24 年度に決めるべきことをひとつずつ着実に検討し、内容を公表しながら、決定していくこととします。

あわせて、7 項目の取組についても着実に取り組んでいきます。

##### (2) 広聴広報の取組

広報戦略に基づき、広く県民の皆さんに、新県立博物館を理解し博物館づくりに参画してもらえるよう、MMM (みえ マイ ミュージアム) プロジェクトを展開するとともに、広報体制等の基盤づくりを進めます。

##### (3) 建築及び展示の推進

建物の完成に向け仕上げ段階に入るとともに、展示の施工図の作成、資料の調査、収集、製作等を行います。

##### (4) 情報システムの構築

来館者への情報提供や、業務支援、管理などに関する総合的な情報システムを整備します。

##### (5) 文化交流ゾーン環境整備

平成 24 年度は新県立博物館前の広場の整備 (市道の移設を含む。)を行い、平成 25 年度に連絡ブリッジを施工します。

#### 2 新県立博物館の活動と運営 Vol. 3 最終報告 (案) について 別冊 2

県民の皆さんと進めている博物館づくりの状況について、昨年 12 月の中間報告以降の状況を追加しました。

(最終報告 (案) で追加・修正した主な内容)

##### (1) 年間の取組状況

- ・ こども会議 (12 月 18 日実施)
- ・ みんなでつくる博物館会議 (2 月 19 日実施)
- ・ 広聴広報活動 (1 万人規模の広報活動とアンケート結果など)
- ・ ともにつくる取組 (移動展示、くらしの写真募集、お雑煮プロジェクト)

- (2) 新県立博物館の活動と運営の方針(仮称)－平成23年度検討案－  
本年度に検討・記述した活動方針及び運営方針の時点修正を行いました。
- (3) 知事が示した3方向と7項目の進捗状況 ※3のとおり

### 3 新県立博物館整備に係る7項目の進捗状況

※「新県立博物館の活動と運営Vol. 3最終報告(案)」の巻末資料②参照

#### (1) 多様な収入の確保策の検討

全国の博物館の収支状況等を調査するなどしながら、開館後の多様な収入の確保に向けた検討を進めています。

#### (2) 広報戦略(最終案)のとりまとめ

昨年12月にまとめた素案についていただいた意見をもとに検討を進め、開館までのスケジュールを追加し、最終案としてとりまとめました。

#### (3) 経営向上懇話会の開催

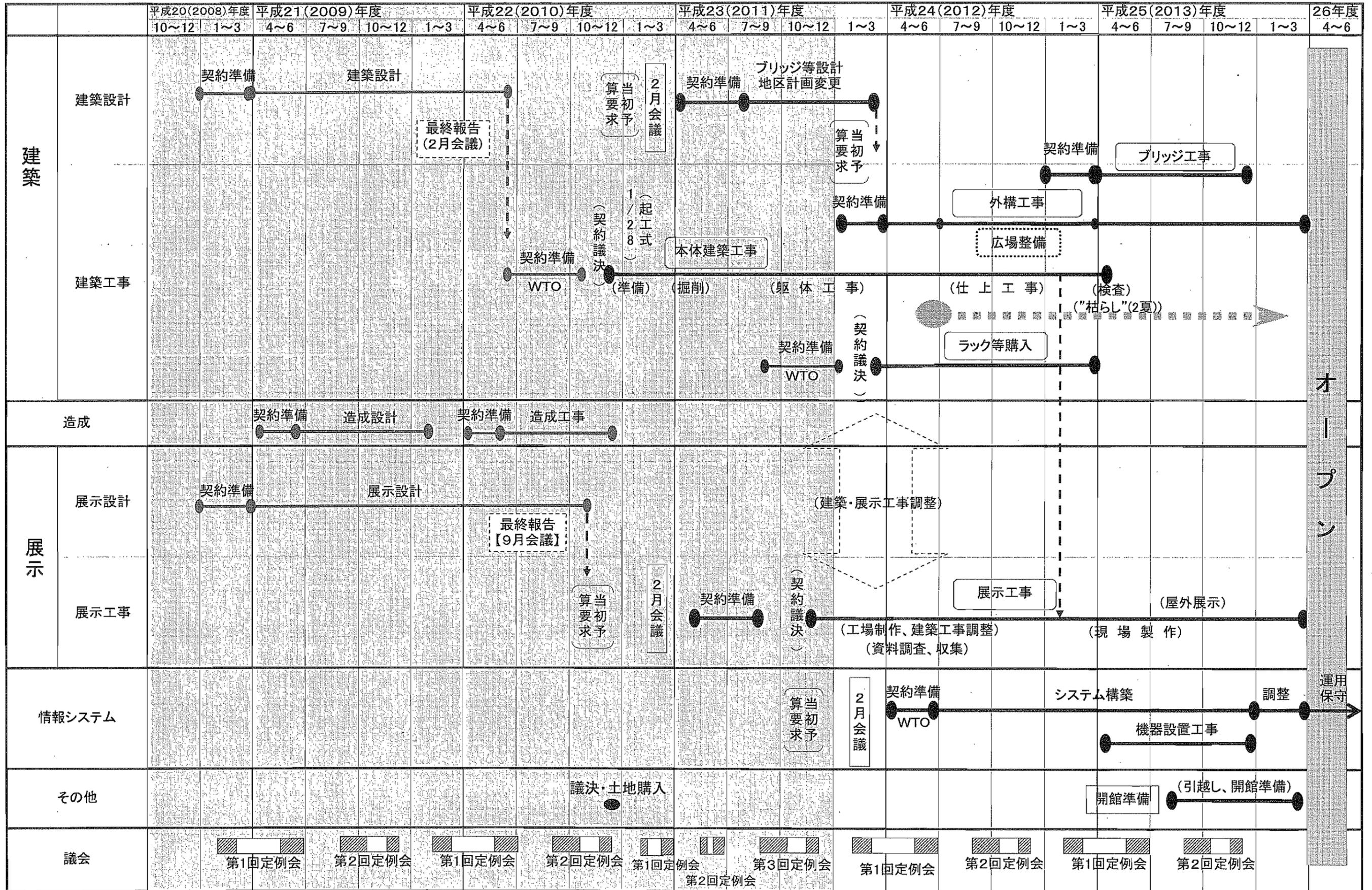
2月3日に第2回経営向上懇話会を開催し、上記(1)及び(2)について助言、意見をいただきました。

#### (4) 自然エネルギーの活用拡大のための予算措置

建築等の現状を踏まえた自然エネルギーの導入について検討した結果、展示室屋根上部及び連絡ブリッジ屋根上部への太陽光パネルの新規設置を措置しました。



新県立博物館整備スケジュール



オープン

運用  
保守





## 4 雇用対策事業の取組状況等について

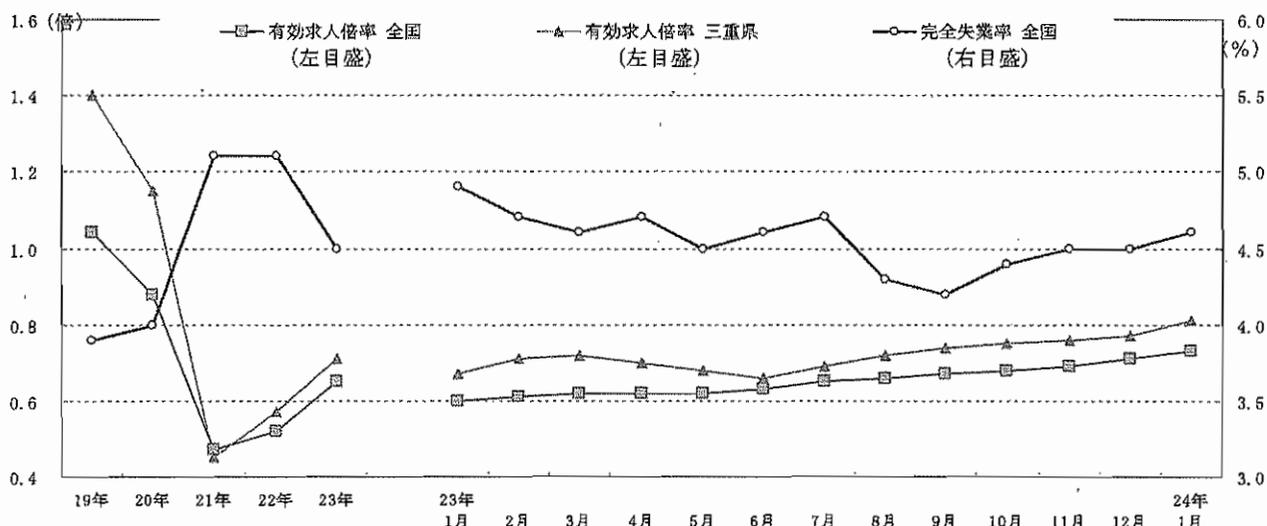
### I. 県内雇用情勢について

#### 1. 平成24年1月の有効求人倍率

三重労働局によりますと平成24年1月の有効求人倍率（季節調整値）は0.81倍となり、前月を0.04ポイント上回りました。

県内の雇用失業情勢は、持ち直しの動きが広がりつつありますが、依然として厳しい状況にあります。

なお、新規求人数（原数値）は10,734人（前年同月比10.0%増）、有効求人数（原数値）は26,824人（前年同月比12.0%増）、新規求職申込件数（原数値）は8,050件（前年同月比5.3%減）、有効求職者数（原数値）は29,144人（前年同月比7.9%減）となっています。



(注) 有効求人倍率（季節調整値）、完全失業率（季節調整値）とも、平成24年1月分の公表時に、平成23年以前の数値を改訂している。

#### <有効求人倍率・完全失業率、完全失業者数の推移>

		20年	21年	22年	23年	23年												24年
		全国	三重	全国	三重	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
有効求人倍率	全国	0.88	0.47	0.52	0.65	0.60	0.61	0.62	0.62	0.62	0.63	0.65	0.66	0.67	0.68	0.69	0.71	0.73
	三重	1.15	0.45	0.57	0.71	0.67	0.71	0.72	0.70	0.68	0.66	0.69	0.72	0.74	0.75	0.76	0.77	0.81
完全失業率	全国	4.0	5.1	5.1	4.5	4.9	4.7	4.6	4.7	4.5	4.6	4.7	4.3	4.2	4.4	4.5	4.5	4.6
	三重	2.9	4.3	4.1	3.6	3.8			3.7			3.6			3.4			
完全失業者数 (万)	全国	265	336	334	284	310	302	304	309	293	293	292	276	275	288	280	275	291
	三重																	

- (注) 1. 完全失業率の年平均と完全失業者数は原数値  
 2. 三重県の完全失業率（年平均及び3ヶ月平均）は労働力調査の結果を集計したモデル推計値  
 3. 東日本大震災の影響により、以下の数値については、岩手県、宮城県及び福島県を除いた数値又は当該3県を除いて推計された数値である。  
 ①平成23年の年平均及び平成23年3月～8月分の全国の完全失業率、完全失業者数  
 ②平成23年1～3月期平均以降の三重県の完全失業率  
 4. 平成23年9月分以降の全国の完全失業率、完全失業者数は当該3県を含む数値であるが、当該3県では東日本大震災の影響により、依然、沿岸部を中心に調査が再開されていない調査区が一部ある。  
 （全国の調査区数に占める割合は1月分では1%未満）  
 拠：三重労働局発表資料、総務省統計局「労働力調査」

※1 全国の有効求人倍率は0.73倍で、前月を0.02ポイント上回りました。

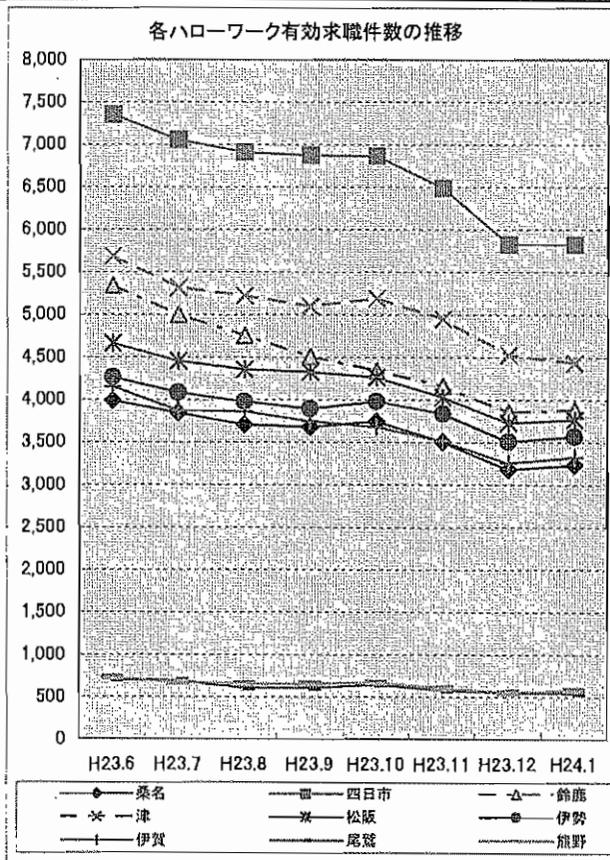
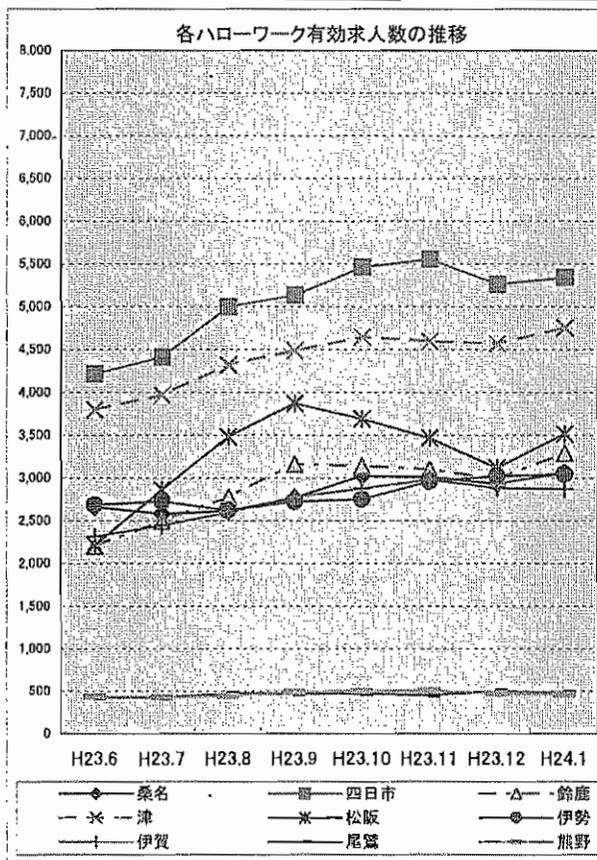
※2 東海4県（愛知、岐阜、三重、静岡）の有効求人倍率は0.89倍で、前月を0.03ポイント上回りました（参考）。

## 2. ハローワーク別の雇用情勢(原数値)

ハローワーク別の有効求人倍率を見ると、熊野が0.80倍と低くなっています。また、津が1.07倍と2か月連続で1倍を上回りました。なお、尾鷲、熊野を除く地区で前年同月に比べ上昇しています。

<ハローワーク別有効求人数等(学卒除きパートを含む全数。原数値)>

		H23.1 (前年同月)	H23.6	H23.7	H23.8	H23.9	H23.10	H23.11	H23.12	H24.1
桑名	有効求人数	2,842	2,661	2,579	2,612	2,766	3,026	3,012	2,930	3,062
	有効求職件数	3,540	3,988	3,845	3,704	3,677	3,747	3,504	3,181	3,232
	有効求人倍率	0.80	0.67	0.67	0.71	0.75	0.81	0.86	0.92	0.95
四日市	有効求人数	4,286	4,215	4,411	5,002	5,137	5,464	5,556	5,265	5,344
	有効求職件数	6,556	7,353	7,054	6,908	6,875	6,867	6,489	5,825	5,821
	有効求人倍率	0.65	0.57	0.63	0.72	0.75	0.80	0.86	0.90	0.92
鈴鹿	有効求人数	2,668	2,201	2,491	2,773	3,162	3,136	3,099	2,987	3,289
	有効求職件数	4,275	5,343	4,998	4,753	4,508	4,340	4,163	3,852	3,878
	有効求人倍率	0.62	0.41	0.50	0.58	0.70	0.72	0.74	0.78	0.85
津	有効求人数	4,419	3,795	3,969	4,321	4,486	4,649	4,598	4,571	4,758
	有効求職件数	4,914	5,686	5,315	5,220	5,095	5,192	4,948	4,526	4,432
	有効求人倍率	0.90	0.67	0.75	0.83	0.88	0.90	0.93	1.01	1.07
松阪	有効求人数	3,522	2,215	2,858	3,479	3,871	3,690	3,467	3,116	3,512
	有効求職件数	4,040	4,662	4,454	4,357	4,327	4,264	4,030	3,726	3,765
	有効求人倍率	0.87	0.48	0.64	0.80	0.89	0.87	0.86	0.84	0.93
伊勢	有効求人数	3,064	2,684	2,726	2,619	2,726	2,749	2,960	3,021	3,044
	有効求職件数	3,715	4,264	4,082	3,979	3,893	3,981	3,837	3,508	3,569
	有効求人倍率	0.82	0.63	0.67	0.66	0.70	0.69	0.77	0.86	0.85
伊賀	有効求人数	2,190	2,313	2,443	2,596	2,776	2,875	2,983	2,882	2,871
	有効求職件数	3,560	4,152	3,877	3,860	3,748	3,680	3,515	3,257	3,323
	有効求人倍率	0.62	0.56	0.63	0.67	0.74	0.78	0.85	0.88	0.86
尾鷲	有効求人数	499	431	423	468	474	473	454	501	482
	有効求職件数	505	707	691	604	604	647	583	554	545
	有効求人倍率	0.99	0.61	0.61	0.77	0.78	0.73	0.78	0.90	0.88
熊野	有効求人数	466	437	430	444	492	503	509	472	462
	有効求職件数	544	731	669	655	654	671	605	552	579
	有効求人倍率	0.86	0.60	0.64	0.68	0.75	0.75	0.84	0.86	0.80
全県	有効求人数	23,956	20,952	22,330	24,314	25,890	26,565	26,638	25,745	26,824
	有効求職件数	31,649	36,886	34,985	34,040	33,381	33,389	31,674	28,981	29,144
	有効求人倍率	0.76	0.57	0.64	0.71	0.78	0.80	0.84	0.89	0.92



## II 雇用対策事業の取組

### 1. 雇用創出基金事業の取組状況等について

#### (1) 進捗状況

##### ① ふるさと雇用再生特別基金事業（基金総額43.8億円）

（取組状況）

平成21年度から平成24年1月末までに1,341名分の雇用を創出しています。また、事業を実施するために新規に雇用した失業者を正規雇用した事業主への一時金（1名当たり30万円）については、「東紀州地域力再生雇用支援事業」や「NPO活動支援ふるさと雇用再生事業」など、県と市町の事業で133名分の申請があったところです。

##### ② 緊急雇用創出事業（基金総額194.5億円）

（取組状況）

平成21年度から24年1月末までに14,234名分の雇用を創出し、事業別の内訳としては、いわゆるつなぎ雇用としての「緊急雇用事業」で10,228名、介護、医療、農林水産などの成長が期待される分野での雇用機会を提供する「重点分野雇用創出事業」で2,613名、雇用しながら地域のニーズに応じた人材育成を行う「地域人材育成事業」で1,392名、「震災対応事業」で1名となっています。

#### (2) 平成24年度の取組方向

東日本大震災や円高等の影響による失業者や、特に厳しい雇用環境にある若年者や障がい者の支援につながるよう、介護や農林水産等の成長分野での雇用機会を創出する「重点分野雇用創出事業」や地域のニーズに応じた人材育成を行う「地域人材育成事業」と、東日本大震災等の影響による失業者（被災失業者若しくは平成23年3月11日以降に離職した失業者）に短期の雇用機会の提供や人材育成を行う「震災等緊急雇用対応事業」に、県と市町が一体となって取り組みます。

特に県事業では、新規雇用者のスキルアップを図ることにより、事業終了後の雇用につなげていく「地域人材育成事業」などの人材育成事業を積極的に実施し、より一層効果的な雇用の創出に取り組んでいきます。

これらの事業により、平成24年度当初予算では、県事業で747名、市町への補助金で1,027名の雇用創出を予定しており、35億8千万円の予算で1,774名の雇用を創出します。

雇用創出基金事業の取組状況等について

(1) 雇用創出人数

(単位：人)

事業名	実施主体	21年度 実績人数	22年度 実績人数	計 A	23年度 計画人数 B	左のうち 24年1月末 雇用人数	24年度 計画人数 C	計画人数 合計 A+B+C
ふるさと 雇用再生 特別基金 事業	県	174	273 2	447	251	286 1		698
	市町等	137	235 17	372	214	236 10		586
	計	311	508 19	819	465	522 11		1,284
緊急雇用 創出事業	県	2,353	3,306 192	5,659	2,264	2,877 151	747	8,670
	市町等	1,336	2,350 48	3,686	1,936	2,012 71	1,027	6,649
	計	3,689	5,656 240	9,345	4,200	4,889 222	1,774	15,319
合計	県	2,527	3,579 194	6,106	2,515	3,163 152	747	9,368
	市町等	1,473	2,585 65	4,058	2,150	2,248 81	1,027	7,235
	計	4,000	6,164 259	10,164	4,665	5,411 233	1,774	16,603

※1 平成22年度と24年1月末雇用人数の下端は、新卒未就職者の雇用人数で上段人数の内数です。

※2 平成23年度計画人数は、県は12月補正予算を含む計画人数、市町は事業計画人数です。

※3 平成24年度計画人数は、県は予算計画人数、市町は事業計画人数です。

(2) 事業計画額

(単位：千円、%)

事業名	実施主体 事業区分	基金造成額 A	21年度	22年度	23年度	24年度	合計 B	事業化率 B/A
			実績額	実績額	計画額	計画額		基金残額 A-B
ふるさと 雇用再生 特別基金 事業	県	4,380,000	448,172	921,592	1,105,944		2,475,708	98.2%
	市町等		229,371	638,255	902,933		1,770,559	
	一時金支給事業			1,800	48,000		49,800	
	事務費		1,929	1,945	1,988		5,862	
	計		679,472	1,563,592	2,058,865		4,301,929	
緊急雇用 創出事業	県	19,450,000	1,973,832	3,688,172	3,907,740	1,834,748	11,404,492	98.1%
	市町等		950,593	2,204,424	2,596,487	1,750,000	7,501,504	
	求職者総合支援 センター事業		61,826	55,451	51,439		168,716	
	事務費		168	60	49	2,450	2,727	
	計		2,986,419	5,948,107	6,555,715	3,587,198	19,077,439	
合計		23,830,000	3,665,891	7,511,699	8,614,580	3,587,198	23,379,368	450,632

※1 平成23年度計画額は、県は12月補正予算を含む予算額、市町等は事業計画額です。

※2 平成24年度計画額は、県は当初予算額、市町等は県補助金予算額です。

## 2. 若者就労支援の取組状況等について

### (1) 就職面接会の開催

就職環境が厳しい状況にあることから、高校・大学等新卒者及び未就職者、U・Iターン希望者を対象として、「ふるさと就職セミナー」を4回、「合同企業説明会」を3回開催しました。

・三重県ふるさと就職セミナー	参加企業数	来場者数
第1回（7月6日：津市）	118社	601名
第2回（8月8日：四日市市）	100社	455名
第3回（11月1日：津市）	96社	532名
第4回（11月17日：四日市市）	81社	436名

・合同企業説明会	参加企業数	来場者数
第1回（1月25日：松阪市）	24社	144名
第2回（2月15日：津市）	42社	269名
第3回（2月29日：四日市市）	47社	230名

### (2) 未就職卒業者等に対する就職対策

#### ①新卒未就職者地域人材育成事業

平成23年3月に県内の高等学校または大学等を卒業した者と平成20年3月以降の既卒者を対象に、早期就職を図る人材育成事業を実施しました。

- ◇ 事業期間 4月7日から9月16日までの約5ヶ月間
- ◇ 参加人数 100名
- ◇ 事業内容 県内の民間就職支援機関で雇用したうえで、ビジネスマナーなどの基礎研修と企業における実地研修を実施
- ◇ 就職者数 82名（平成23年12月16日現在）

#### ②産業人材育成事業

安定した就労を志向しているものの、厳しい雇用情勢のなかで、就職が困難であるフリーター等の若者に対して、早期就職を図る人材育成事業を実施しました。

- ◇ 事業期間 9月29日から2月10日までの約4ヶ月間
- ◇ 参加人数 75名（対象は、概ね34歳までのフリーター等若年未就職者）
- ◇ 事業内容 県内の民間就職支援機関で雇用したうえで、ビジネスマナーなどの基礎研修やパソコンなどのスキルアップ研修、企業における実地研修を実施
- ◇ 就職者数 事業修了後3か月後の平成24年5月10日に確定

### (3) 新卒者就職応援本部の取組（事務局：三重労働局）

国、県、学校、労働団体、経済団体で構成する「新卒者就職応援本部」の第1回会議が6月に開催され、平成23年3月卒業者の就職状況や平成23年度における新卒者等に対する就職支援など、関係機関において情報共有を行いました。また、会議の中で、関係機関が緊密に連携し、昨年度以上の就職内定率を目指すとした「新卒支援宣言」をとりまとめました。

第2回会議は、平成24年1月19日に開催され、新卒者の就職内定状況や新卒者等に対する就職支援の取組状況等について情報共有を行いました。また、キャリア教育の必要性についての意見等が出されました。

### (4) 平成24年度の取組方向

引き続き厳しい就職状況が見込まれることから、若年者の安定した就労に向け、「おしごと広場みえ」を拠点に、関係機関と連携して就職面接会や雇用創出基金を活用した人材育成事業など新規学卒者や未就職卒業者等へのきめ細やかな就職支援に取り組んでまいります。

### 3. 障がい者の雇用対策の取組状況等について

#### (1) 障がい者雇用への取組状況

##### (ア) 事業者向けの取組

###### ① 障がい者雇用アドバイザーの配置

障がい者雇用アドバイザー2名を配置し、企業訪問を通じて、求人情報の収集、各種支援制度の啓発等を行っています。

訪問事業所数：322社

訪問事業所での求人届出件数：36件（平成24年1月末現在）

##### (イ) 障がい者の人材育成

###### ① 農業分野における障がい者地域人材育成事業

野菜等の栽培を通じて、就業に関するノウハウや知識の習得を目指す障がい者の人材育成を行っています。

委託団体数：1事業所

雇用者数：11名（平成24年1月末現在）

###### ② 就業のための身体障がい者地域人材育成事業

ビジネスマナーやコミュニケーション能力向上など就業に関する知識等の修得及び企業等でのインターンシップを組み合わせた人材育成を行っています。

実施時期：平成23年12月～平成24年3月

受講者数：40名

##### (ウ) 職業能力開発

###### ① 公共職業訓練

身体障がい者を対象にOA機器操作及び会計事務を中心とした訓練を実施しています。

実施時期：平成23年4月～平成24年3月

受講者数：10名

うち就職者数：4名（平成24年1月末現在）

###### ② 障がい者委託訓練

製造業やサービス業の事業所において、清掃や農作業、調理補助等の実践的な職業能力を障がい者が身につけるための訓練を実施しています。

受講者数：53名

うち就職者数：26名（平成24年1月末現在）

###### ③ 障がい者チャレンジトレーニング事業

短期間の職場実習を通して障がい者が自らの適性を把握すること等により、障がい者委託訓練や就職につなげます。

受講者数：33名

うち就職や委託訓練等に移行した者：22名（平成24年1月末現在）

## (エ) 雇用事業・その他

### ① 障がい者雇用モデル構築緊急雇用創出事業

企業やNPOにおいて障がい者を雇用し、障がい者を雇用する際の課題等の事例を収集し、結婚式場、食品会社など様々な業種における雇用モデル構築のノウハウを取得します。

雇用モデル採択事業所：12事業所

雇用者数：14名（平成24年1月末現在）

### ② 農業分野における障がい者ふるさと雇用再生事業

みかん農家、野菜の水耕栽培、植木栽培等の農業分野で新規の障がい者の雇用を支援し、障がい者の雇用の場の拡大を目指しています。

委託団体数：4事業所

雇用者数：19名（平成24年1月末現在）

### ③ 障がい者就職面接会（三重労働局、ハローワークと共催）

就職を希望する障がい者の就職面接会を県内7ヶ所で開催しました。

	参加企業数	来場者数	採用者数
11月7日（鈴鹿市）	22社	135名	10名
11月11日（桑名市）	16社	84名	21名
11月15日（四日市市）	25社	212名	15名
11月18日（伊賀市）	20社	114名	10名
11月24日（津市）	23社	100名	10名
11月28日（伊勢市）	13社	92名	8名
12月13日（松阪市）	22社	94名	9名
合計	141社	831名	83名

※ 採用者数は、平成24年1月末現在

## (2) 平成24年度の取組方向

障がい者の雇用促進を図るため、障がい者の就労を支援している関係機関との連携を強化するとともに、障がい者の希望や障がい特性等に応じた多様な支援を実施します。

障がい者の特性に応じた仕事の切り出しや集約等による「障がい者雇用モデル」を業種ごとに作ることで、就労支援や定着支援を強化するとともに、障がい者雇用アドバイザー等を通じて、雇用モデルの県内事業所への普及を図ります。

また、特例子会社設立補助金により、障がい者の雇用に特別に配慮した特例子会社の設立を支援します。

さらには、障がい者の特性に応じた短期職場実習や特別支援学校生徒等の職場実習等就労に向けた職業能力開発機会の提供に取り組みます。

(参考) 障がい者の雇用状況 (各年とも6月1日現在)

### 三重県の民間企業における障がい者雇用状況の推移

	法定 雇用率	常用労働者数 (人) (対前年)	障がい者雇用 数(人) (対前年)	実雇用率(%)		達成企業割合(%)	
				県 (対前年)	全国 (対前年)	県 (対前年)	全国 (対前年)
平成17年	1.80%	133,606 (11,186)	1,910.0 (69.0)	1.43 (-0.03)	1.49 (0.03)	45.7 (-0.2)	42.1 (0.4)
平成18年		136,597 (2,991)	1,941.0 (31.0)	1.42 (-0.01)	1.52 (0.03)	45.3 (-0.4)	43.4 (1.3)
平成19年		148,882 (12,285)	2,111.5 (170.5)	1.42 (0.00)	1.55 (0.03)	46.5 (1.2)	43.8 (0.4)
平成20年		149,384 (502)	2,228.0 (116.5)	1.49 (0.07)	1.59 (0.04)	50.2 (3.7)	44.9 (1.1)
平成21年		147,028 (-2,356)	2,210.0 (-18.0)	1.50 (0.01)	1.63 (0.04)	48.7 (-1.5)	45.5 (0.6)
平成22年		148,343 (1,315)	2,224.5 (14.5)	1.50 (0.00)	1.68 (0.05)	49.8 (1.1)	47.0 (1.5)
平成23年		164,616.5 (16,274)	2,488.5 (264.0)	1.51 (0.01)	1.65 (-0.03)	49.4 (-0.4)	45.3 (-1.7)

(拠：三重労働局発表資料)

### 全国と三重県の障がい者雇用状況

		平成22年	平成23年	対前年比
常用労働者数 (人)	全国	20,356,456.0	22,260,915.5	9.4%
	三重	148,343.0	164,616.5	11.0%
障がい者雇用数 (人)	全国	342,973.5	366,199.0	6.8%
	三重	2,224.5	2,488.5	11.9%

(拠：三重労働局発表資料)

(平成22年7月からの制度改正)

- ・ 週所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働者が、実雇用率算定の対象となる労働者数に0.5人として参入されることになりました。
- ・ 建設業、運送業などの一律に法定雇用率を適用することになじまない業種では、障がい者の雇用義務が軽減されていますが、この軽減の割合が縮小されました。(除外率の引き下げ)



## 5 第2次三重県男女共同参画基本計画 第一期実施計画（案） について

### 1 計画策定の趣旨

平成23年3月に策定した「第2次三重県男女共同参画基本計画」を着実に推進するため、「第2次三重県男女共同参画基本計画 第一期実施計画」（以下「第一期実施計画」という。）を策定します。

第一期実施計画では、今後の取組を推進するにあたって、これまでの取組の総括と課題を抽出するとともに、おおむね10年先を見据えた県の長期的な戦略計画である「みえ県民力ビジョン」との整合を図りながら、目標や指標、事業を具体的に示します。また、その実施状況については、条例に基づき年次報告にまとめ、進行管理を行います。

### 2 第一期実施計画の概要

#### (1) 計画策定の考え方

県では、平成14年に策定した「三重県男女共同参画基本計画」を推進するため、第一次から第三次にわたる実施計画に基づき、男女共同参画意識の普及・啓発や女性の社会参画支援などに取り組んできました。これらの取組により、意識は徐々に高まり、政策・方針決定過程への女性の参画も進みつつあります。しかし、その進展は緩やかであり、また、厳しい経済・雇用情勢の影響等により、働く場等における男女共同参画についても十分に進展したとは言えない状況です。

これらのことから、男女共同参画意識の普及・啓発を進め、行政や企業、各種団体等において男女が対等な構成員として、政策や方針の決定過程に共に参画し活動する社会づくりが進展するよう、取組を一層推進していきます。

#### (2) 計画の期間

計画の期間は、「みえ県民力ビジョン」を着実に進めるための取組内容をまとめた県の中期の戦略計画である「みえ県民力ビジョン・行動計画」（以下「行動計画」という。）と同様に、平成24（2012）年度から平成27（2015）年度までの4年間とします。

#### (3) 目標の設定

第一期実施計画では、できるだけわかりやすく、具体的な目標を設定するとともに、行動計画との整合を図っています。

#### (4) 主な新規の取組

○地域における男女共同参画を推進するため、県内各地域の県民と連携・協

働し、男女共同参画に関する理解の促進や意識の普及を図ります。

(Ⅰ-5 地域における男女共同参画への取組支援)

- 事業者および勤労者を対象に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」をテーマとしたセミナーを開催します。(Ⅲ-Ⅰ-5 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及と働き方の見直しの促進)
- 子育て中の親が、グループで交流しながら、親の役割や子育てについて、学んだり気づいたりできる参加型教材の活用を進めます。

(Ⅳ-2 多様なニーズに対応した子育て支援)

- 認知症の人やその家族に対する支援等のため、認知症を正しく理解するための啓発や、予防から医療、見守り、相談等の総合的な取組を進めます。

(Ⅳ-3 介護を支援する環境の整備)

- 災害時要援護者(高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦など)への対応や女性への配慮をふまえ、避難所運営マニュアルを改訂します。(Ⅳ-4 地域活動における男女共同参画の推進)

- 就職等の自立に課題をかかえる若者無業者に対してNPO等の支援機関が連携して包括的な支援を行います。(Ⅴ-Ⅰ-3 自立のための生活支援)

- 各市町に要保護児童・DV対策協議会を設置し、子どもへの支援体制の整備・強化を図ります。(Ⅴ-Ⅱ-1 関係機関の連携による支援体制等の整備)

- NPO等からの協働事業の提案を行政が受け止め、その実現に向け双方が協働で協議・調整を行う協働事業等提案制度を運用し、行政とNPO等が対話や意見交換を行うための場づくりを進めます。(計画の推進-6 県民、NPO、各種団体、事業者、教育・研究機関等との連携)

### 3 今後の予定

平成24年3月中旬に開催予定の男女共同参画推進会議において決定します。

## 6 平成 23 年度包括外部監査結果（生活・文化部関係）に対する 対応方針について

平成 23 年度に実施された包括外部監査の結果（意見書提出：平成 24 年 1 月 30 日）を受けた今後の対応方針について報告します。

### ○ 平成 23 年度包括外部監査の概要

#### （1）実施テーマ

「県から損失補償等を受けている団体に関する事務の執行」

#### （2）生活・文化部関係の指摘事項

生活・文化部関係の対象は、「三重県離職者等緊急生活資金融資に係る損失補償」であり、1 件の指摘事項（意見）がありました。

また、監査対象となった各部局に対して、損失補償・債務保証の管理等について 2 件の指摘事項（意見）がありました。

※【結果】は、条例・規則・規程などへの準拠性に関する指摘事項

※【意見】は、監査人としての意見が述べられたもの

主な指摘事項とその対応方針は、次ページの表のとおりです。

平成23年度 包括外部監査結果に対する対応方針

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
7. 三重県離職者等緊急生活資金融資に係る損失補償		
(1) 労働者福祉対策資金（離職者等緊急生活資金）融資制度について 【意見】		
<p>離職者等緊急生活資金融資の実績は、平成21年3月から平成23年9月までに1,215万円発生しているのみであるが、東海労働金庫に対しては平成20年度以降、毎年1,000万円から2,500万円の預託が行われており、結果として機会損失（当該資金を他に運用したとすれば得られた運用益）が発生していることになる。限られた予算の有効活用が望まれる。</p> <p>融資を促進するために融資条件を変更して借りやすい制度にするか、制度の存続意義がなくなっているのであれば、制度の廃止も視野に入れて検討すべきであると考えられる。</p>	<p>離職者等緊急生活資金貸付は、平成22年度以降は貸付実績がないことから、平成24年度から融資を休止することとしています。</p>	<p>生活・文化部 社団法人日本労働者信用基金協会</p>
8. 損失補償・債務保証の管理等		
(1) 損失補償等の管理について 【意見】		
<p>県は外郭団体等に対する損失補償等の金額について、財政健全化法における健全化判断比率の算定等のために集計している。</p> <p>損失補償等の契約締結は当面の財政支出を伴うものではないことから損失補償等の残高は増加しやすい傾向にあり、また、損失補償等は損失補償等を受けた団体の破綻等が発生した場合に顕在化し、県は予期せぬ財政上の負担を負うという意味において発生の時期、金額が不確定な債務である。</p> <p>したがって、損失補償等の円滑な管理を行うために、関係各部局において、連携を図れるよう検討を行うことが望ましい。</p>	<p>東海労働金庫を通じ、損失補償の対象となる融資残高を常に把握するなど、関係団体とは連携を図っています。</p>	<p>生活・文化部 環境森林部 農水商工部 県土整備部</p>
(2) 会計基準への準拠性について 【意見】		
<p>今回、監査対象とした団体が作成する財務諸表が会計基準に準拠しているかについて、主に各団体が作成している財務諸表等の閲覧、質問等により確かめた。</p> <p>各団体において会計基準への準拠性に疑問のある会計処理が散見された。財務諸表は、団体の財政状態を把握し、損失補償等の実行可能性を判断するための重要な情報のひとつである。損失補償等の管理と同様に、各担当部局は、各団体が所定の手続により承認された財務諸表を入手するだけでなく、各団体が作成する財務諸表が適正な会計基準に準拠して作成しているか等今後一層の指導を行われたい。</p>	<p>関係団体の財務状況が県の損失補償に影響するものではありませんが、関係団体とは十分連携を図っていきます。</p>	<p>生活・文化部 環境森林部 農水商工部 県土整備部</p>

## 7 審議会等の審議状況について

(平成23年11月22日～平成24年2月14日)

1 審議会等の名称	三重県情報公開審査会
2 開催年月日	平成23年12月13日、平成24年1月24日、1月25日
3 委員	会 長 岡本 祐次 会長職務代理 早川 忠宏 委 員 丸山 康人 他4名
4 諮問事項	開示決定等に係る不服申立事案等について
5 調査審議結果	不服申立て2事案について審議が行われました。
6 備考	次回開催日：平成24年2月21日 今後の予定：不服申立事案等処理のため、月2回程度開催 します。

1 審議会等の名称	三重県個人情報保護審査会
2 開催年月日	平成24年1月20日、2月8日
3 委員	会 長 浅尾 光弘 会長職務代理 寺川 史朗 委 員 安田 千代 他2名
4 諮問事項	個人情報の取扱いに関する制限の適用を除外する事項について
5 調査審議結果	特定の研究組織への学術研究のための個人情報の提供について、制限を除外することが適当である旨答申されました。
6 備考	次回開催日：平成24年3月22日 今後の予定：不服申立事案等の諮問に応じて開催します。

1 審議会等の名称	三重県立図書館協議会
2 開催年月日	平成23年12月16日
3 委員	会 長 井村 正勝 副会長 坂倉加代子 委 員 岸 葉子 他6名
4 諮問事項	平成23年度アクションプログラムについて
5 調査審議結果	平成23年度第3回協議会にて、三重県立図書館改革実行計画・平成23年度アクションプログラムについて協議、意見交換を行いました。
6 備考	次回開催日：平成24年3月6日 今後の予定：平成23年度アクションプログラムについて意見交換を行います。

1 審議会等の名称	三重県消費生活対策審議会 消費者教育部会
2 開催年月日	平成23年12月27日、平成24年2月8日
3 委員	会長 小田 奈緒美 副会長 上井 長十 委員 鈴木 真由子 他 2名
4 諮問事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正副部会長の選出</li> <li>・今後のスケジュール</li> <li>・啓発教材「これだけは知っておこう！ケータイ・インターネット」の活用について</li> </ul>
5 調査審議結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長に小田委員、副会長に上井委員を選出しました。</li> <li>・啓発教材「これだけは知っておこう！ケータイ・インターネット」の普及方法について意見交換を行いました。</li> </ul>
6 備考	次回開催日：平成24年4月（予定） 今後の予定：啓発教材「これだけは知っておこう！ケータイ・インターネット」の普及方法について意見交換を行います。

1 審議会等の名称	三重県男女共同参画審議会
2 開催年月日	平成24年1月23日
3 委員	会長：佐伯 富樹 副会長：川口 節子 委員：石田 壽賀子 他17名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	男女共同参画施策の平成22年度実施状況にかかる評価について審議を行いました。
6 備考	次回開催日：平成24年5月（予定） 今後の予定：平成24年度に審議会が行う県の施策の評価方法などについて審議を行います。